

■議案第109号 四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例について

【要旨】

平成28年11月8日に高知県より取得しました、四万十町昭和地区の旧高知県職員住宅について、移住定住者用住宅として設置するため、本条例に加えるものです。

また、併せて四万十町大正430番地1の大正ふるさと団地の設置場所に4階、5階部分である旨の追記と、その他文言の修正を行おうとするものです。

【改正の内容】

第2条の表、大正ふるさと団地の設置場所に「大正城山ハイツ内（4階、5階部分）」を追記し、ふるさと住宅に昭和移住定住促進団地を加える。

第3条第1号中「転居」を「転入」に改める

【取得財産の内訳】

1. 土地 四万十町昭和字新田 634番1、634番2、635番2 488.31㎡
2. 建物 四万十町昭和字新田家屋番号634番1 1階 61.47㎡・2階 59.97㎡
4世帯用

四万十町ふるさと住宅条例の一部を改正する条例新旧対照表

改正後					改正前				
第1条 略					第1条 略				
第2条 ふるさと住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。					第2条 ふるさと住宅の名称及び位置等は、次のとおりとする。				
名称	建設年度	構造	床面積 ／1戸 当	設置場所	名称	建設年度	構造	床面積 ／1戸 当	設置場所
大正ふるさと団地	平成4年	中耐5階建	68.54 ～ 96.78 ㎡	四万十町大正430番地1 <u>大正城山ハイツ内（4階、5階部分）</u>	大正ふるさと団地	平成4年	中耐5階建	68.54 ～ 96.78 ㎡	四万十町大正430番地1
<u>昭和移住定住促進団地</u>	<u>平成6年</u>	<u>鉄筋2階建</u>	<u>29.99㎡</u>	<u>四万十町昭和634番地1</u>					

第3条 ふるさと住宅に入居することができる者は、次の各号に該当する者とする。 (1) 町内に新たに<u>転入</u>し、住民登録をして3年以内の者。ただし、町内に定住する意思があり、住宅に困窮している者で、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。 以下 略	第3条 ふるさと住宅に入居することができる者は、次の各号に該当する者とする。 (1) 町内に新たに<u>転居</u>し、住民登録をして3年以内の者。ただし、町内に定住する意思があり、住宅に困窮している者で、町長が特に必要と認める者については、この限りでない。 以下 略
---	---